

2020年3月23日
九電みらいエナジー株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い電気料金の特別措置を実施します

— 電気料金の支払期日の延長を実施 —

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等が発生している状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策本部および経済産業省から、電気料金に対する支払期日延長の要請を受けました。

つきましては、以下の特別措置を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

<当社と電気契約をいただいているお客さま>

1. 特別措置の対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各県社会福祉協議会から「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付を受けている方で、一時的に料金のお支払いが困難となったお客さま

2. 特別措置の内容

2020年3月、4月および5月の料金計算分の料金の支払期日を、1か月間延長します。

※ 3月料金計算分は、検針日が3月19日以降のものに限ります。

3. 特別措置のお申込み方法

当社営業本部まで、お電話にてお申込みください。

※ 「緊急小口資金」、「総合支援資金」の貸付を受けているお客さまに限ります。

本特別措置に関するお問い合わせ先

TEL : 0120-0910-17

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く）

4. 受付開始日

2020年3月25日（水）

以上